

お知らせ(令和3年4月1日)  
阪神国際港湾株式会社  
経理部経理課 TEL:078-855-2749

### 令和3年度以降の監理技術者の専任義務の緩和について

建設業法を改正する法律が令和元年6月5日に成立、同月12日に公布され、令和2年10月1日から施行されたことに伴い、次のとおり当社における特例監理技術者の取扱いを定めましたのでお知らせいたします。

#### (1) 監理技術者の専任義務の緩和（令第28条及び29条関係）

元請の監理技術者に関し、これを補佐する者を置く場合は、元請の監理技術者の複数現場の兼任を認めます。

#### ◎認める条件

- ①監理技術者を補佐する者の要件は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者とする。
- ②兼任できる工事契約の件数は2件とする。
- ③兼任できる工事の範囲は、当社発注工事に限るものとし、神戸地区(単独工事)と大阪地区(単独工事)での両地区の兼務も可とする。

#### ◎兼任対象外の工事

- ①予定価格が2億円以上の工事
- ②複数年度に渡る契約工事
- ③通年の維持工事 例：舗装補修工事（土木）
- ④1件工事で施工エリアが神戸地区と大阪地区両方に及ぶ工事
- ⑤その他当社が定める特定の工事

※都度公募入札参加資格要件内でお知らせします

以上